

第1回 揖保川流域委員会

資料

- 揖保川流域委員会規約 資料2-1
- 委員名簿 資料2-2
- 揖保川と流域の概要 資料2-3
- 揖保川流域委員会の情報公開方法について 資料2-4
 - 委員会の開催案内ポスター 参考資料1
 - 委員会の開催案内チラシ 参考資料2
- 今後の委員会審議の進め方について 資料2-5

揖保川流域委員会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「揖保川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置し、揖保川河川整備計画案（直轄管理区間）の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は20名以内で構成し、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案)の作成
- 2) 議事録(案)の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- 4) その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成14年3月4日から施行する。

揖保川流域委員会 委員名簿

(五十音順)

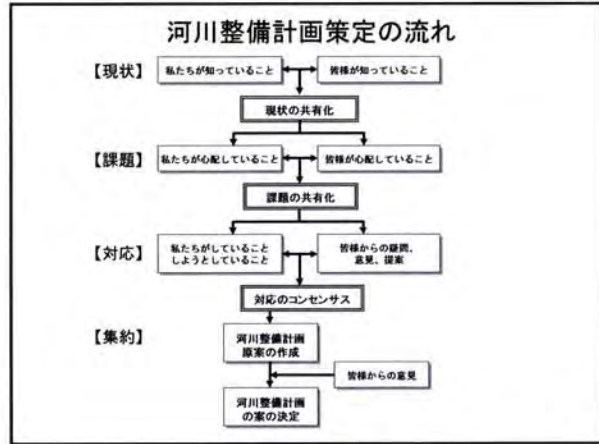
氏名	所属	分野
あさみ かよ 浅見 佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえなが よしふみ 家永 善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげ た たける 井下田 猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
くした たいぞう 櫛田 泰三	揖保川漁業協同組合組合長	漁業
しょう かずゆき 庄 一幸	元中学校校長	上流域の地域特性
しんどう じゅんぞう 進藤 淳三	元社団法人龍野青年会議所理事長	グラウンドワーク 地域経済
たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはら なおき 田原 直樹	姫路工業大学教授	都市計画
とちもと たけよし 栃本 武良	姫路市立水族館館長兼 島根県立宍道湖自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかもと たかみち 中元 孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
なかのう かすや 中農 一也	学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長	都市環境デザイン まちづくり
はだ しげき 波田 重熙	神戸大学大学教育研究センター教授	構造地質学
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学
まさだ とみお 正田 富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだ きよし 増田 喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやま のぶゆき 丸山 信行	姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部教授	河川工学 環境水理学
もりもと いちじ 森本 一二	元中学校校長	歴史・文化財
よしだ ひさお 吉田 久夫	播州皮革工業協同組合理事長	地場産業
わさき ひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化

1

揖保川と流域の概要

国土交通省近畿地方整備局
姫路工事事務所

2

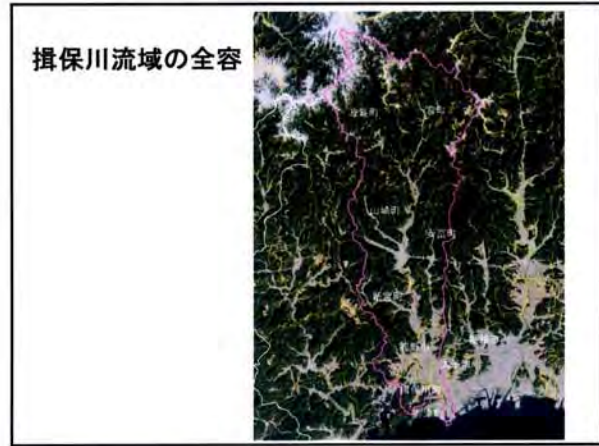


3

I. 概観

1. 揖保川の風景
2. 揖保川の流域

4

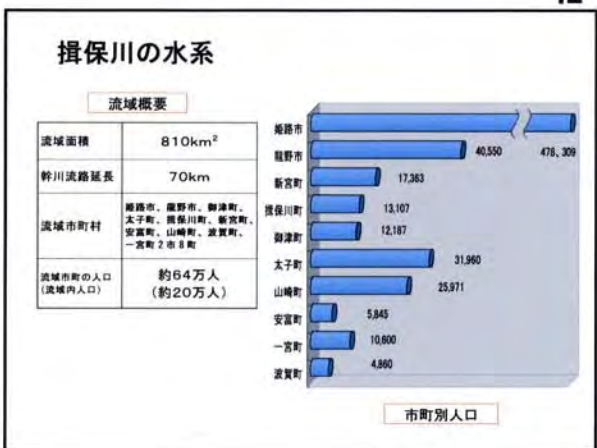


5

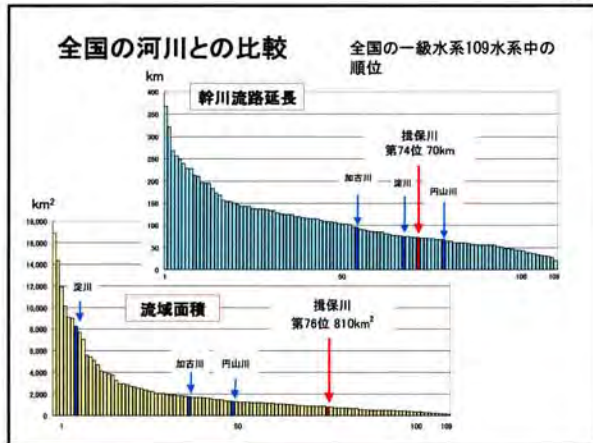


6





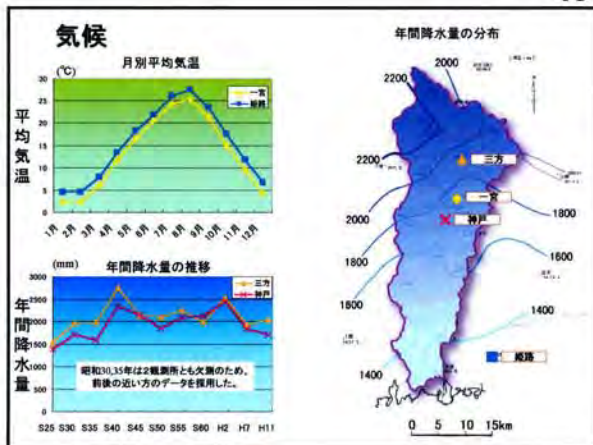
13



14



15

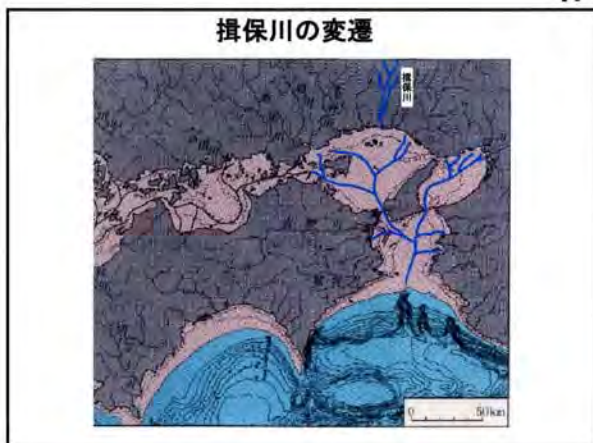


16

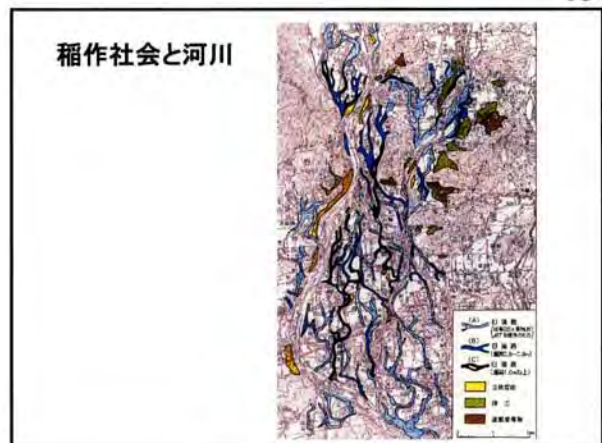
II. 歴史

1. 揖保川の変遷
2. 稲作社会と河川
3. 中世社会と河川
4. 近代社会と河川
5. 現代社会の発展と河川

17



18



19

流路の固定



20

取水の歴史



21

氾濫制御の歴史



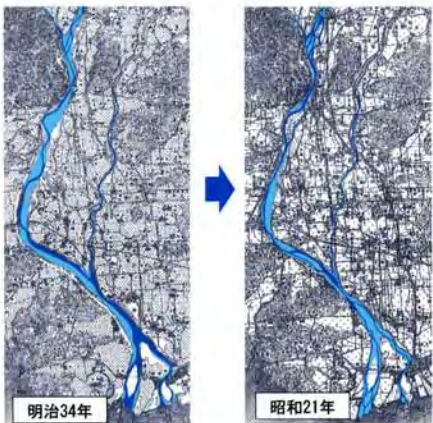
22

舟運



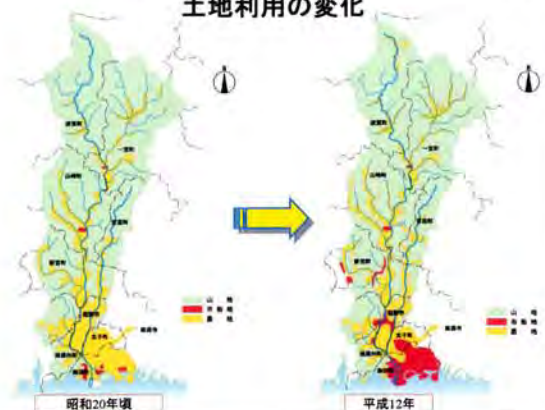
23

近代社会と河川

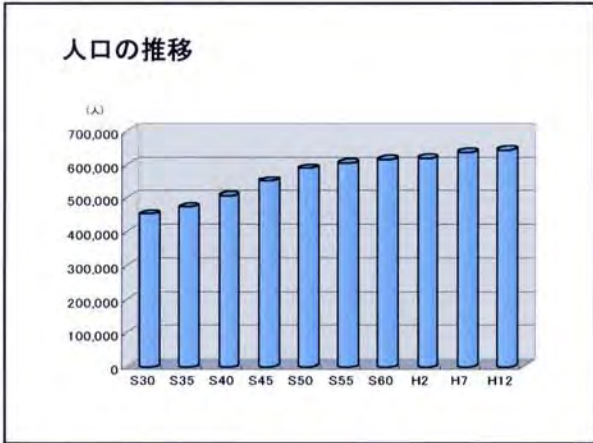


24

土地利用の変化



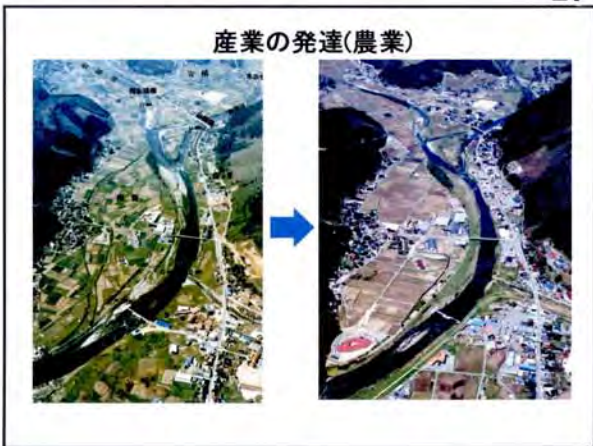
25



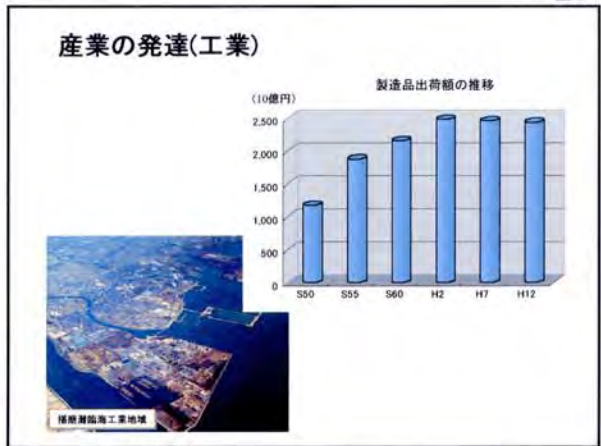
26



27



28



29

Ⅲ. 現 状

- 1.流域社会と河川との関わり
- 2.河川空間の現状
- 3.川に関する流域社会の活動

30



31



32



33



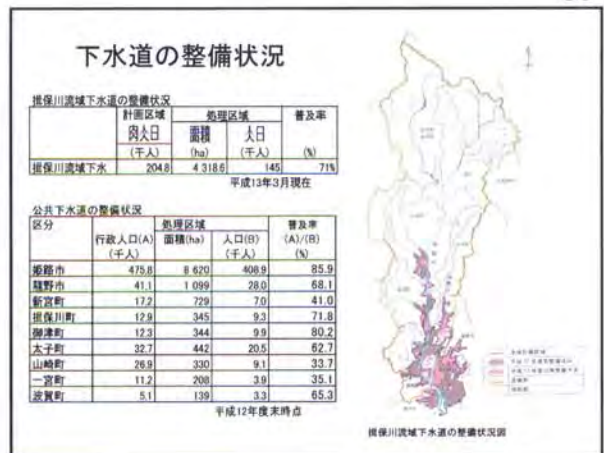
34

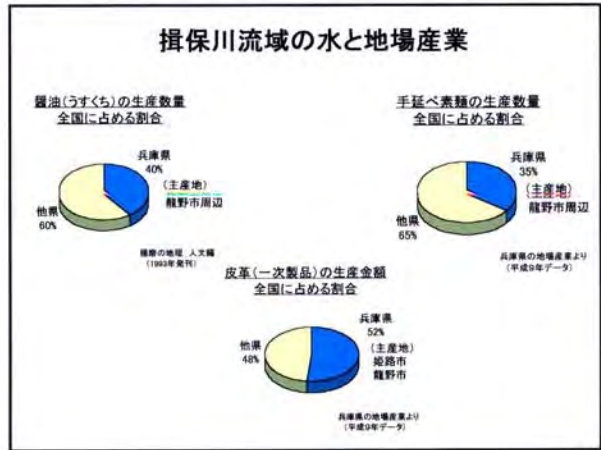
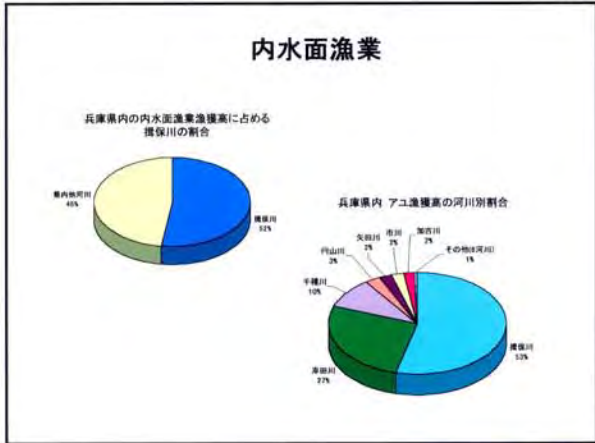


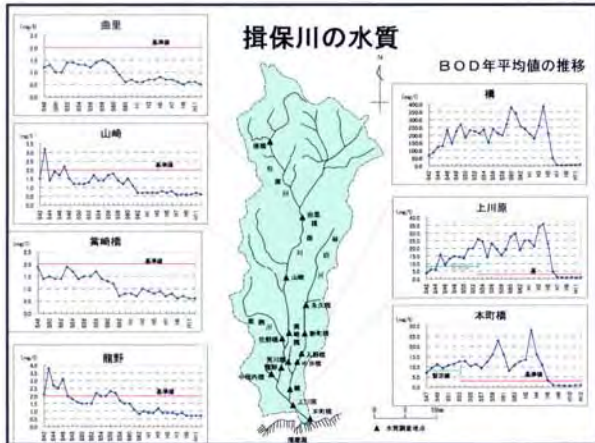
35



36







川に親しむ活動

筏下り大会(揖保川町)

流域の主な行事-川まつり等-

行事名	時期
新宮揖保川まつり	7月下旬
網干川まつり	8月上旬
龍野夏まつり	8月上旬
山崎納涼夏まつり	8月上旬
揖保川いかだ下り大会	8月上旬

川を守る活動

流域内で実施されている河川清掃活動

行事名	場所	時期	参加人数
下阿曾クリーン作戦	太子町	7月中旬	200
興浜地区クリーン作戦	姫路市	7月下旬	800
浜田地区クリーン作戦	姫路市	7月下旬	200
河川美化愛護活動	新宮町	7月下旬	1,400
中島地区クリーンキャンペーン	御津町	8月上旬	100
揖保川・林田川クリーン作戦	龍野市	8月上旬	3,000
安黒クリーン作戦	一宮町	8月上旬	30


河川清掃のまつり



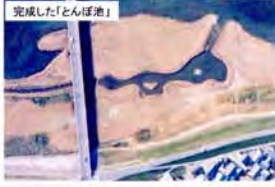
川を考える活動

検討されたメモ

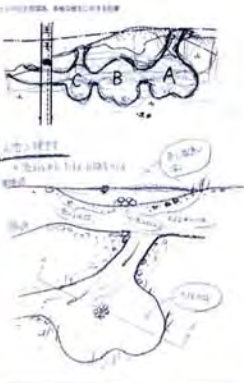
とんぼ池の検討会



完成した「とんぼ池」



検討されたメモ



揖保川流域委員会の情報公開方法について

- 揖保川流域委員会の情報公開については、規約第6条で、

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

と、定められている。

- 規約第6条の規定にもとづき、本日の第1回揖保川流域委員会の審議により、今後の委員会の情報公開方法について定める。

● 揖保川流域委員会の情報公開方法（案）

項目	揖保川流域委員会の情報公開方法	備考
1. 会議の開催案内の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議の開催案内の方法は、 ① 記者発表 ② インターネット ③ 流域市町村へのポスターの掲示依頼 ④ チラシの流域住民への配布 によるものとする。 	<p><第1回委員会の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記者発表資料配付先； <ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿建設記者クラブ ・ 大手前記者クラブ ・ 兵庫県政記者クラブ ・ 姫路総合庁舎記者クラブ ・ 龍野記者クラブ ● 姫路工事事務所のホームページ上に掲載 ● 流域2市8町に掲示依頼（参考資料1を参照） ● 神戸、朝日、毎日、読売の4紙の流域内販売店に折込を依頼（参考資料2を参照）
2. 傍聴の申し込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般傍聴の受け付けは事前に申し込むことを原則とし、会場の収容人数に余裕がある場合は、当日会場での申し込みも受け付けるものとする。 ● 事前申し込み者数が会場の収容人数を超える場合は事前抽選とする。 	
3. 会議資料の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 当日の委員会資料の配付は、原則として傍聴者を含めすべての委員会参加者に配布することとする。 ● 委員会資料について後日請求があった場合は、部数を制限して無償で送付することとする。 	
4. 審議結果の公表手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録は、速報、概要および詳録を作成し、ともに公開する。 ● 議事録の概要は、読む人に発言要旨が伝わる程度の内容とする。 ● 議事録の詳録は、姫路工事事務所での文書閲覧と、ホームページからのダウンロードができるようにする。 ● 議事録は、姫路工事事務所ホームページ、ニュースレターを通じて公表する。 ● 速報については、速やかな公表のために委員長一任とする。 	
5. 記者発表	<ul style="list-style-type: none"> ● 記者発表は適宜必要に応じて行い、節目ごとに効果的な発表方法を検討する。 	
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員が独自に発表する場合は、庶務の公表後とする。 	



SAVE OUR
IBORIVER

揖保川とはなそうよ

第1回 揖保川流域委員会が開催されます

と き 平成14年3月4日(月) 10:00~12:00
と ころ JR姫路駅南口 ホテルサンガーデン姫路 3F 光琳の間

抽選を希望される方は、氏名、所属(会社名など)、住所、電話番号を記入の上、FAX・はがき・Eメールで受け付けます。(申し込み者数が会場収容人数を超える場合は、抽選とさせていただきます。)

お申し込み先:
揖保川流域委員会 庶務
株式会社 ニュージェック 担当:高橋、岡田、後藤
FAX / 06-6243-2776
住 所 / 〒542-0082大阪府中央区島之内1-20-19
Eメール / office@osaka.newjec.co.jp
★詳細につきましては、揖保川流域委員会設立準備会議ニュースNo.2をご覧ください。



揖保川流域委員会

委員会の開催案内チラシ

新しい揖保川の川づくり計画策定のため！

揖保川流域委員会が発足します

—兵庫県下の国土交通省が管理する川では初めて！—

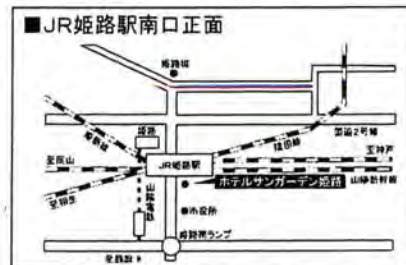
揖保川流域委員会は、学識経験者等から意見を聴く場です。学識経験者等は揖保川流域委員会の公平性・透明性を確保するために、設立準備会議*（議長：大阪大学大学院教授藤田正憲氏）の審議を経て、河川に関し学識等を有する方で、治水、利水、環境、人文（歴史・文化・広報）、経済・地域活動（まちづくり・川に関わるNPO、住民活動など）の分野から選ばれた20名の委員で構成される予定です。委員会は原則公開となっていますので、どなたでも傍聴していただくことができます。

第1回揖保川流域委員会のご案内

とき 平成14年3月4日（月） 10:00~12:00
(10:00~10:30 委員会設立会、10:30~12:00 委員会)
ところ JR姫路駅南口 ホテルサンガーデン姫路 3F 光琳の間

審議内容

- ・ 揖保川と流域の概要について
- ・ 今後の委員会審議の進め方について 等



- 当日の受け付けは、9:30より会場前にて行います。
- 傍聴を希望される方は、氏名、所属(会社名など)、住所、電話番号を記入の上、FAX・はがき・Eメールで受け付けます。下記までお申し込み下さい。(申し込み者数が会場の収容人数を超える場合は、抽選とさせていただきます。)

お申し込み先：揖保川流域委員会 庶務
株式会社 ニュージェック 担当：高橋、岡田、後藤
FAX / 06-6243-2776
住所 / 〒542-0082 大阪市中央区島之内 1-20-19
Eメール / office@osaka.newjec.co.jp

お申し込み
の〆切りは
2月27日(水)
です

※ 設立準備会議の審議結果は、以下のホームページにてご覧いただけます。
(揖保川流域委員会 設立準備会議ホームページ：www.himeji.kkr.mlit.go.jp/ibokaigi/index.html)

今後の委員会審議の進め方について

今後の審議の構成とおおよその予定（たたき台）

